

総

括

I 総括

1 沿革

昭和 19 年 10 月	千葉県保健相談所、簡易保険健康相談所、社会保険健康相談所を統合し市川市真間町 4 丁目に開設された。管内(市川市、船橋市、行徳町、南行徳町、浦安町、大柏村、鎌ヶ谷村)
昭和 26 年 9 月	船橋保健所が開設されたことに伴い、船橋市及び鎌ヶ谷村が船橋保健所に移管された。
昭和 27 年 7 月	市川市八幡町 5-652 に新設移転した。
昭和 42 年 6 月	野犬等捕獲抑留に関する事務が東葛飾地区ドッグセンター(現動物愛護センター東葛飾支所)に移管された。
昭和 44 年 12 月	市川市南八幡 5-11-22 に庁舎を新築した。 (市川市の所有地 2,527.60 m ² を借地し、鉄筋コンクリート 3 階建、建築延面積 1,158.60 m ²)
昭和 45 年 4 月	食品衛生監視及び指導を円滑に推進するため食品衛生監視機動班が設置され、市川、船橋、松戸、柏及び野田保健所管内の監視、指導にあたった。
昭和 49 年 4 月	環境衛生課が新設された。
昭和 54 年 4 月	検査課が新設された。
平成 4 年 4 月	食品衛生課内の食品衛生監視機動班が廃止され、食品広域監視班が新設され、市川、松戸保健所管内の監視・指導にあたった。
平成 9 年 4 月	地域保健法施行にともない、総務課を除いてすべて班体制にし、新たに企画調整班を新設して、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として整備された。 なお、食品広域監視班の監視区域が変更になり、市川・船橋・習志野保健所管内を担当することになった。
平成 12 年 4 月	食品衛生班及び環境衛生班が廃止・統合され、生活衛生課が新設された。 なお、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班が課制となり、それぞれ地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課が設置された。
平成 13 年 4 月	習志野保健所検査課及び船橋保健所検査課が廃止され、検査業務が市川保健所検査課に統合された。
平成 15 年 4 月	東葛南部で統合された検査業務が見直され、習志野保健所に検査課が設置された。 (船橋保健所は、平成 14 年船橋市保健所となる。)
平成 16 年 4 月	東葛飾支庁社会福祉課と統合され、名称が「市川健康福祉センター(市川保健所)」となった。 また、センター長は保健所長を兼務、副センター長は保健所次長を兼務することになった。組織も改編し、総務企画課(前総務課・企画調整班)、地域保健福祉課(前地域指導課・支庁社会福祉課の一部)、精神保健福祉課、健康生活支援課(前生活衛生課・疾病対策課・検査課)の 4 課体制となった。 なお、食品広域監視班は、習志野健康福祉センターに移設され、当センターの業務を兼務することになった。
平成 16 年 6 月	配偶者暴力支援センターを併設し、DV相談業務が開始された。
平成 17 年 4 月	精神保健福祉課が地域保健福祉課に、また健康生活支援課の検査部門が総務企画課に編入された。

平成 20 年 4 月	総務企画課の検査部門が習志野健康福祉センター（習志野保健所）検査課に統合された。食品広域監視班の名称が食品機動監視班に変更になった。
平成 25 年 2 月	庁舎の耐震改修工事に伴い、仮事務所へ移転した。（市川市市川南 1-1-1 I-link タウンいちかわザ・タワーズイースト 103）
平成 25 年 4 月	組織改正に伴い、副センター長（兼保健所次長）が 3 名となった。また、総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課の 5 課体制となった。
平成 25 年 10 月	庁舎の耐震改修工事終了に伴い、仮事務所から庁舎へ移転した。（市川市南八幡 5-11-22）

管内市町村の変遷

昭和 24 年 11 月	大柏村が市川市に合併した。
昭和 30 年 3 月	行徳町が市川市に合併した。
昭和 31 年 10 月	南行徳町が市川市に合併した。
昭和 56 年 4 月	浦安町が市政施行し、現在の管内は、市川市、浦安市の 2 市である。

表 1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	陳 神 伝	昭和 20. 10. 1～20. 11. 16	事務 取扱	服 部 隆 男	平成 6. 1. 1 ～ 6. 3. 31
2 代	大 石 巖	昭和 20. 11. 17～26. 7. 15	13 代	服 部 隆 男	平成 6. 4. 1 ～ 7. 3. 31
3 代	北 原 圭 三	昭和 26. 7. 16～30. 3. 31	14 代	今 留 淳	平成 7. 4. 1 ～ 9. 3. 31
4 代	高 塚 太 吉	昭和 30. 4. 1 ～36. 4. 30	15 代	井 上 孝 夫	平成 9. 4. 1 ～11. 3. 31
5 代	内 田 早 苗	昭和 36. 5. 1 ～39. 3. 31	16 代	安 藤 由 記 男	平成 11. 4. 1～ 16. 3. 31
6 代	坂 口 孝 友 郎	昭和 39. 4. 1 ～48. 3. 31	17 代	渡 邊 義 郎	平成 16. 4. 1～ 20. 3. 31
7 代	沖 山 鐔 三 郎	昭和 48. 4. 1 ～55. 3. 31	18 代	児 玉 賀 洋 子	平成 20. 4. 1～ 22. 3. 31
8 代	稲 田 正 實	昭和 55. 4. 1 ～58. 3. 31	19 代	久 保 秀 一	平成 22. 4. 1～ 25. 3. 31
9 代	藤 本 辰 一	昭和 58. 4. 1 ～60. 3. 31	20 代	江 口 弘 久	平成 25. 4. 1～ 27. 3. 31
10 代	村 上 泰 邦	昭和 60. 4. 1 ～61. 3. 31	21 代	佐 久 間 文 明	平成 27. 4. 1～ 28. 3. 31
11 代	今 関 治 邦	昭和 61. 4. 1 ～平成 2. 3. 31	22 代	児 玉 賀 洋 子	平成 28. 4. 1～
12 代	山 田 裕 巳	平成 2. 4. 1 ～ 5. 12. 31			

2 概 要

管内は江戸川を境に東京都と隣接するため、郊外住宅都市として高層住宅の増加と共に人口の転出入の多い地域である。

一方、湾岸部埋立て地には企業の進出が図られ、京葉工業地帯の一端を担っている。また、近年は大型リゾートを核とした大規模ホテル群が整備され、東京に最も近いリゾート地として、国内外から年間 2,500 万人を超える観光客が訪れる東京ベイエリアの重要な一角を占めている。

管轄は市川市及び浦安市の 2 市で、平成 28 年 10 月 13 日現在の世帯数は 309,020 世帯で、人口 652,364 人と増加傾向。年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加している地域である。

また、住民の保健医療に対する関心が高く住民のニーズに対応するため、健康福祉センターでは保健衛生及び食品・環境衛生の行政推進に、市や関係機関、関係団体と連携を強化し、地域の公衆衛生の向上に努めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

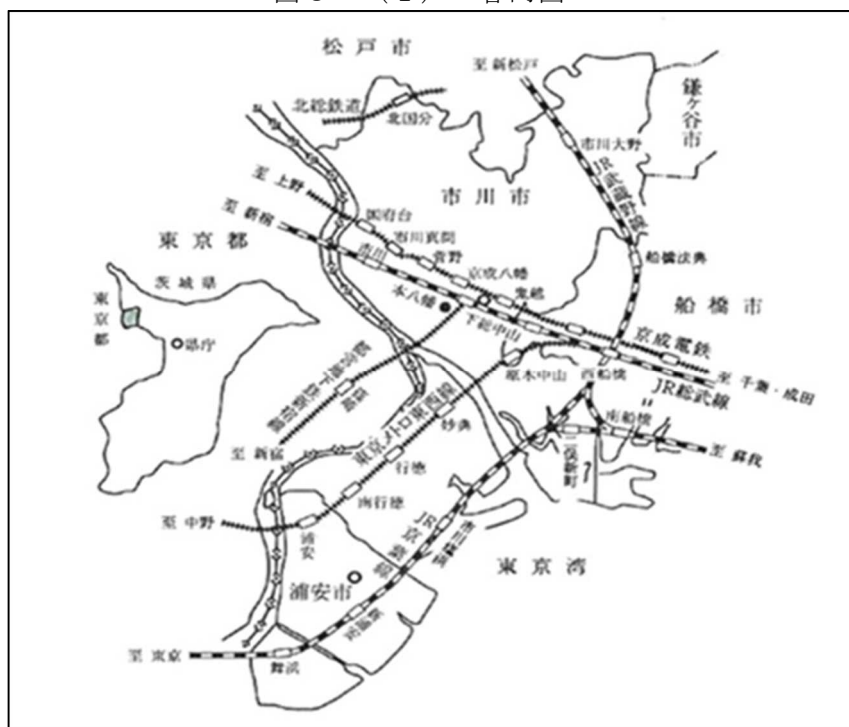
表 3 - (1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	309,020	652,364	8,727.28	74.75
市 川 市	233,002	486,017	8,459.83	57.45
浦 安 市	76,018	166,347	9,615.43	17.30
県 総 数	2,648,086	6,240,408	1,209.93	5,157.64

出典：(人口) 平成 28 年 10 月 1 日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで平成28年10月13日現在の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は12.9%、15歳～64歳までの生産年齢人口は67.8%、65歳以上の老年人口は19.3%で、県に比べると生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が低くなっている。

管内の平成28年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図表3-(2)-イのとおりである。

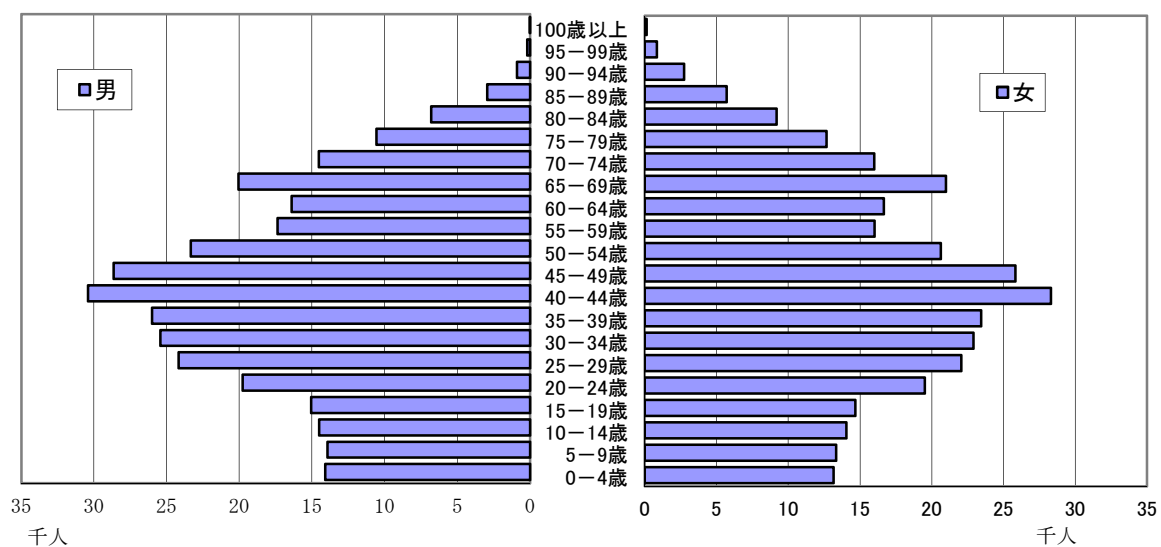
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	13	585,053	80,497	(13.8)	441,831	(75.5)	62,725	(10.7)	—	—
	18	621,128	86,962	(14.0)	454,038	(73.1)	80,128	(12.9)	—	—
	23	639,288	88,764	(13.9)	450,548	(70.5)	99,976	(15.6)	—	—
	26	633,237	84,323	(13.3)	433,469	(68.5)	115,445	(18.2)	—	—
	27	638,059	83,642	(13.1)	433,887	(68.0)	120,530	(18.9)	—	—
	28	643,953	83,039	(12.9)	436,647	(67.8)	124,267	(19.3)	—	—
市川市	13	450,647	60,469	(13.4)	337,735	(74.9)	52,443	(11.6)	—	—
	18	465,414	61,795	(13.3)	338,076	(72.6)	65,543	(14.1)	—	—
	23	474,160	61,658	(13.0)	332,173	(70.1)	80,329	(16.9)	—	—
	26	470,285	59,581	(12.7)	319,221	(67.9)	91,483	(19.5)	—	—
	27	474,340	59,487	(12.5)	319,722	(67.4)	95,131	(20.1)	—	—
	28	478,542	59,307	(12.4)	321,544	(67.2)	97,691	(20.4)	—	—
浦安市	13	134,406	20,028	(14.9)	104,096	(77.4)	10,282	(7.6)	—	—
	18	155,714	25,167	(16.2)	115,962	(74.5)	14,585	(9.4)	—	—
	23	165,128	27,106	(16.4)	118,375	(71.7)	19,647	(11.9)	—	—
	26	162,952	24,742	(15.2)	114,248	(70.1)	23,962	(14.7)	—	—
	27	163,719	24,155	(14.8)	114,165	(69.7)	25,399	(15.5)	—	—
	28	165,411	23,732	(14.3)	115,103	(69.6)	26,576	(16.1)	—	—
県総数	13	5,999,286	847,353	(14.1)	4,297,817	(71.6)	854,116	(14.2)	—	—
	18	6,134,039	832,237	(13.6)	4,230,544	(69.0)	1,071,258	(17.5)	—	—
	23	6,277,160	832,370	(13.3)	4,138,283	(65.9)	1,306,507	(20.8)	—	—
	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	—
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成28年10月13日現在）

図 3 - (2) 管内年齢 5 歳階級別人口構成図 (平成 28 年 10 月 13 日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (平成 28 年 10 月 13 日現在)

表 3 - (2) -イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

		年少人口			生産年齢人口										老年人口							
年齢区分	総数	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	643,953	27,243	27,257	28,539	29,739	39,285	46,241	48,335	49,456	58,713	54,475	43,973	33,376	33,054	41,032	30,521	23,224	15,989	8,644	3,634	1,057	166
男	325,063	14,074	13,929	14,495	15,059	19,767	24,172	25,422	26,006	30,412	28,651	23,344	17,369	16,396	20,049	14,518	10,562	6,795	2,931	892	198	22
女	318,890	13,169	13,328	14,044	14,680	19,518	22,069	22,913	23,450	28,301	25,824	20,629	16,007	16,658	20,983	16,003	12,662	9,194	5,713	2,742	859	144
市川市総数	478,542	20,501	19,259	19,547	20,477	27,657	34,389	36,521	37,273	43,297	39,233	32,375	25,138	25,184	31,187	23,838	18,505	13,124	7,022	3,003	872	140
男	243,365	10,616	9,796	9,994	10,461	14,410	18,398	19,498	19,944	22,839	20,850	17,252	13,155	12,625	15,206	11,281	8,258	5,486	2,374	745	159	18
女	235,177	9,885	9,463	9,553	10,016	13,247	15,991	17,023	17,329	20,458	18,383	15,123	11,983	12,559	15,981	12,557	10,247	7,638	4,648	2,258	713	122
浦安市総数	165,411	6,742	7,998	8,992	9,262	11,628	11,852	11,814	12,183	15,416	15,242	11,598	8,238	7,870	9,845	6,683	4,719	2,865	1,622	631	185	26
男	81,698	3,458	4,133	4,501	4,598	5,357	5,774	5,924	6,062	7,573	7,801	6,092	4,214	3,771	4,843	3,237	2,304	1,309	557	147	39	4
女	83,713	3,284	3,865	4,491	4,664	6,271	6,078	5,890	6,121	7,843	7,441	5,506	4,024	4,099	5,002	3,446	2,415	1,556	1,065	484	146	22
千葉県総数	6,269,146	246,843	266,296	276,127	291,472	317,392	335,948	379,198	425,103	517,202	474,006	396,841	353,757	394,657	500,166	384,748	306,461	214,942	120,554	51,155	13,943	2,335
男	3,130,890	126,898	136,686	141,459	149,887	164,870	175,400	197,026	220,624	268,705	246,818	205,314	180,063	195,915	243,045	183,442	143,881	92,182	42,744	13,116	2,467	348
女	3,138,256	119,945	129,610	134,668	141,585	152,522	160,548	182,172	204,479	248,497	227,188	191,527	173,694	198,742	257,121	201,306	162,580	122,760	77,810	38,039	11,476	1,987

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成 28 年 10 月 13 日現在）

4 市川健康福祉センター(市川保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(平成28年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		第1金・第2月 第3火曜日 第3金曜日※)	13:30～15:30 14:00～16:00※)	予約制 ※) 浦安市健康センターで実施
DV相談		<電話相談> 月～金曜日 <面接相談> 毎週金曜日(面接 相談は予約制)	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-1199
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月～金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-8854
H I V相談・抗体検査 肝炎ウイルス検査	日中 検査	第1・3木曜日	13:30～14:00	予約制
	夜間 検査	第1木曜日	17:30～19:00	予約制
腸内細菌検査		毎月2回 月曜日	9:00～10:30	有料
遺伝相談		年4回	13:00～16:00	予約制
結核管理・接触者健康診断		第1・3水曜日 第4水曜日	9:00～10:00 14:30～15:00	対象者に通知

5 各種委員会

(1) 市川健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5－(1) 運営協議会委員名簿 (平成29年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
市 川 市 長	大久保 博
浦 安 市 長	松 崎 秀 樹
千 葉 県 議 会 議 員	赤 間 正 明
千 葉 県 議 会 議 員	鈴 木 衛
千 葉 県 議 会 議 員	岡 田 幸 子
千 葉 県 議 会 議 員	坂 下 しげき
千 葉 県 議 会 議 員	プリティ 長 嶋
千 葉 県 議 会 議 員	守 屋 貴 子
千 葉 県 議 会 議 員	内 田 悦 嗣
千 葉 県 議 会 議 員	矢 崎 堅 太 郎
市 川 市 医 師 会 会 長	伊 藤 勝 仁
浦 安 市 医 師 会 会 長	熊 川 均
市 川 市 歯 科 医 師 会 会 長	長谷川 勝
浦 安 市 薬 剤 師 会 会 長	田 中 靖 祥
東京ベイ・浦安市川医療センター長	伊瀬知 敦
国立国際医療研究センター国府台病院院長	上 村 直 実
千葉県看護協会市川地区部会長	渡 部 洋 子

和洋女子大学家政学部准教授	大河原 悦 子
市川保健所管内食品衛生協会会長	宇田川 正 美
市 川 市 福 祉 公 社 理 事 長	大 西 純 子
浦安市社会福祉協議会会長	大 塚 久美子

(2) 市川保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

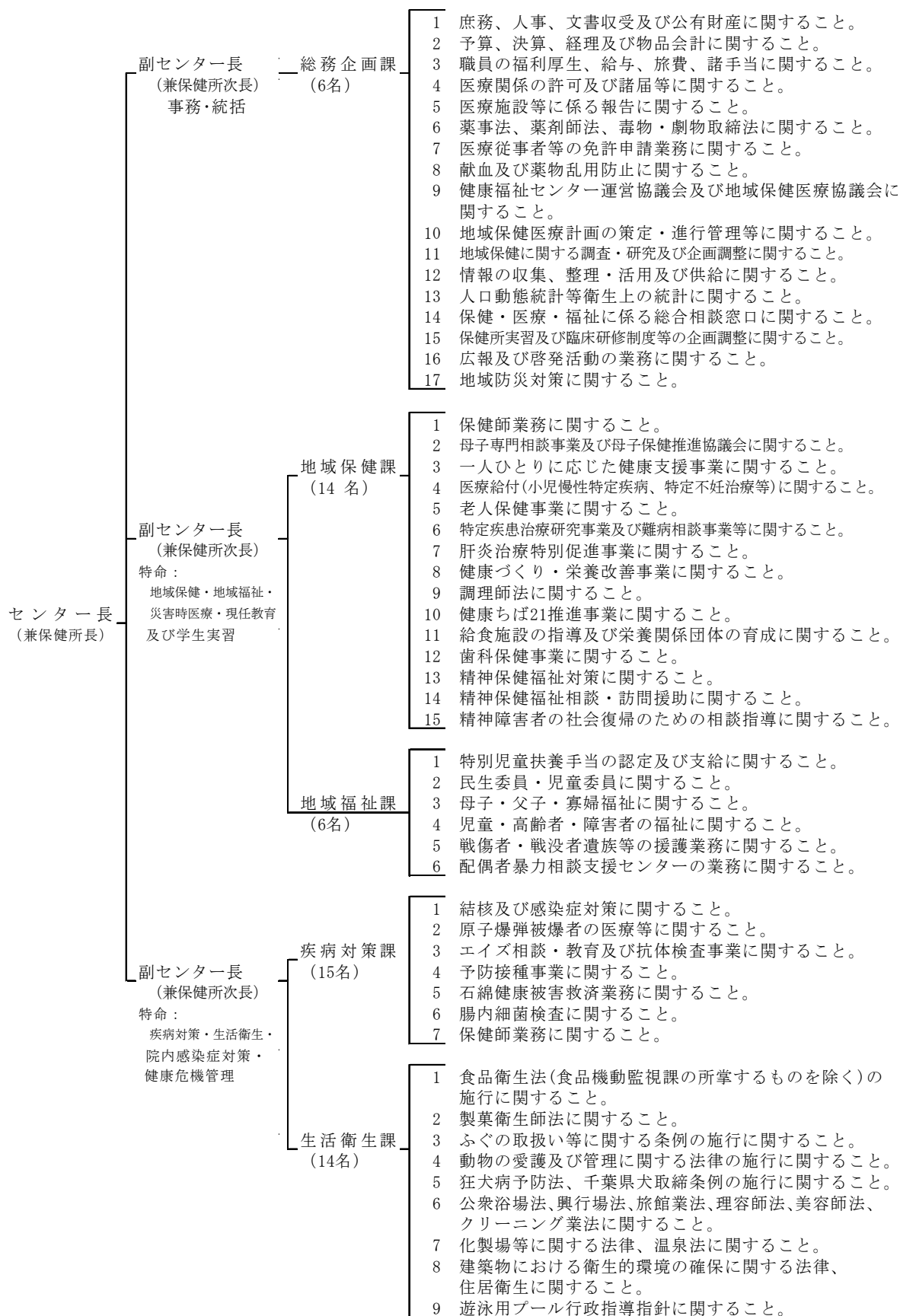
法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成29年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
山 口 医 院 院 長	山 口 隆
財団法人化学療法研究会化学療法研究所附属病院呼吸器センター部長	増 山 英 則
東京ベイ・浦安市川医療センター総合内科医師	堀 内 正 夫
大 塚 医 院 院 長	大 塚 智 博
あ お ぎ り 総 合 事 務 所 司 法 書 士	稲 葉 浩 運

6 機構及び事務内容

(平成 28 年 4 月 1 日現在)



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(平成28年4月1日現在)

	セ ン タ ー 長 【 所 長 】	副 セ ン タ ー 長 【 次 長 】	総 務 企 画 課	地 域 保 健 課 【 課 長 】	地 域 福 祉 課 【 課 長 】	疾 病 対 策 課 【 課 長 】	生 活 衛 生 課 【 課 長 】	計
合計	1	3	6	【1】14	【1】6 (2)	【1】15 (7)	【1】14 (4)	59 (13)
医師	1							1
事務		1	3	1	【1】4			9
薬剤師		1	2				4 (1)	7 (1)
獣医師							4 (1)	4 (1)
保健師			1	【1】7	1 (1)	【1】7		16 (1)
診療放射線技師						1		1
臨床検査技師						7 (7)	【1】4	11 (7)
管理栄養士		1		2			1 (1)	4 (1)
精神保健福祉士				4				4
その他の技術職員					1 (1)		1 (1)	2 (2)
食品衛生監視員 《再掲》							【1】11 (4)	11 (4)
環境衛生監視員 《再掲》							【1】10	10

(注)総務企画課長は、副センター長(事)が事務取扱となっている。

技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内数は()に、課長の職種は【 】に再計とした。